

概要版

目黒区 男女平等・共同参画推進計画

(平成28年度～平成32年度)

平成28年2月
目黒区

計画の目的

本計画は、「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」（以下「条例」という。）の基本理念に基づき、男女が平等に共同参画する社会づくりに向けて、男女が個人として尊重され、共に責任を分かち合うとともに、自らの意思によって、その能力を發揮し、家庭、職場、地域などあらゆる分野において平等に共同参画する社会を目指し、区が総合的に施策を展開するためのものです。

基本理念（条例第3条）

- 1 男女の個人としての人権が尊重され、性別により直接的、間接的に差別的な取扱いを受けない社会を実現すること。
- 2 固定的な性別役割分担に基づく社会制度や慣行が解消され、男女が性別にかかわらず、個人の個性や能力を發揮し、その意欲や希望に沿って家庭生活と社会生活の両立ができるよう、その責任を対等に分かち合うこと。
- 3 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、地域において、意思決定及び政策決定の過程に平等に共同参画すること。
- 4 教育の場において男女の平等な共同参画を推進すること。
- 5 区民は、国籍、性別、年齢にかかわらず、この条例に定める権利を有すること。

計画改定の趣旨と背景

条例に基づき、平成23年2月に策定した「目黒区男女平等・共同参画推進計画（平成23年度～平成27年度）」（以下「前計画」という。）は、平成27年度末で計画期間を終了します。

前計画においては、課題ごとの指標と目標値を設定し、計画の進捗状況と今後の課題を明らかにしながら男女平等・共同参画を着実に推進してきました。

この間、社会のさまざま取組の結果として、男性が家事・子育て・介護を担うことや、女性が結婚・妊娠・出産後も自分の望む働き方を続けることなど、変化は徐々に進んできています。しかしながら、職場において男性の長時間労働の慣習が根強く残っていることや、組織の指導的地位に占める女性の割合が低いことなどから、男女平等・共同参画社会の実現には、より一層の努力が必要です。

こうした状況を踏まえ、前計画の取組を継承しつつも、社会情勢の変化によって生じた課題に対応するため、「目黒区男女平等・共同参画推進計画」を改定します。

計画期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年です。ただし、この間の社会状況の変化に伴い、必要に応じて本計画の事業を見直すこととします。



計画の性格・位置付けなど

- ① 本計画は、目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例第8条に定める計画です。
- ② 本計画は、前計画を継承し、更に発展させる計画です。
- ③ 本計画は、「目黒区基本構想」及び「目黒区基本計画（平成22年度～平成31年度）」を踏まえるとともに、関連する分野別計画との整合性を図り改定するものです。
- ④ 本計画は、目黒区男女平等・共同参画審議会の答申の趣旨を尊重し、改定するものです。
- ⑤ 本計画は、条例の基本理念を具体化し、達成すべき目標と方向を明確にし、区、区民及び事業者が協働して取り組む際の指針とするものです。
- ⑥ 本計画の課題（中項目）3-2「配偶者等からの暴力の防止」を、目黒区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」として位置付けます。
- ⑦ 本計画の課題（中項目）1-1「政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の推進」・1-3「働く場における男女平等・共同参画の促進」・2-1「仕事と生活の両立支援」を、目黒区における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」として位置付けます。
- ⑧ 施策の推進に当たっては、区の各部門において所管事業として取り組むため、本計画の中では各事業の具体的な実施年度、事業費及び実施規模は掲載していません。

計画の体系

計画では、男女が平等に共同参画する社会づくりを実現するため、4つの目標（大項目）を設定し、総合的に施策を展開します。

そして、目標を実現するための課題（中項目）を明らかにし、その課題を解決するため取り組むべき施策の方向（小項目）や具体的事業等を提示します。

また、目標ごとに一つの課題（中項目）を選定し、重点的に取り組むこととします。この重点項目については、社会情勢や前計画から引き継ぐ課題等を踏まえ、選定しました。

目標＝大項目	重点項目（課題＝中項目）
1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の推進
2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	仕事と生活の両立支援
3 人権が尊重される社会の形成	配偶者等からの暴力の防止
4 男女平等・共同参画の推進の強化	区民、事業者等との協働事業の充実

計画の体系図

目標 (大項目)	課題 (中項目)	施策の方向 (小項目)
1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	★ 1 政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の推進	① 審議会などにおける男女平等・共同参画の推進 ② 女性リーダーの育成
	2 地域、団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進	① 地域活動への参加促進 ② 地域活動における男女平等・共同参画の意識啓発 ③ 男女平等・共同参画に関する活動団体への支援
	3 働く場における男女平等・共同参画の促進	① 事業者における男女平等・共同参画の促進 ② 女性のチャレンジ支援 ③ 区における男女平等・共同参画の推進
	4 教育及び学習の場における男女平等・共同参画への理解促進	① 生涯学習における男女平等教育の促進と支援 ② 教育の場での男女平等・共同参画の意識啓発 ③ 固定的な性別役割分担意識に基づく情報・表現を読み解く力の向上
2 ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)の推進	★ 1 仕事と生活の両立支援	① 事業者におけるワーク・ライフ・バランスの取組の促進 ② 男女が子育てや介護を担いながら働くための職場環境の整備 ③ 男性が家事・育児・介護を積極的に担うための啓発
	2 子育て支援	① 多様な保育サービスの充実 ② ひとり親家庭に対する支援 ③ 地域での子育て支援
	3 介護支援	① 高齢者の自立支援と社会参加の促進 ② 介護事業の充実



目 標 (大項目)	課 題 (中項目)	施策の方向 (小項目)
<div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">3</div> 人権が尊重される社会の形成	<div style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">1</div> 人権を尊重する意識の醸成	① あらゆる暴力の防止 ② 多様な性のあり方への理解促進
	<div style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">★ 2</div> 配偶者等からの暴力の防止	① 暴力の未然防止と早期発見 ② 被害者に対する相談・支援の充実 ③ 関係機関・団体等との連携の強化
	<div style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">3</div> セクシュアル・ハラスメントの防止	① セクシュアル・ハラスメント防止の啓発・相談の充実
	<div style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">4</div> 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の理解促進と健康支援	① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利）の意識啓発 ② 生涯にわたる健康保持・増進支援
	<div style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">1</div> 計画の推進体制の充実	① 推進体制の充実 ② 男女平等・共同参画センター事業の充実
<div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">4</div> 男女平等・共同参画の推進の強化	<div style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">2</div> 計画の進行管理	① 進捗状況の評価、改善
	<div style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">★ 3</div> 区民、事業者等との協働事業の充実	① 協働事業の実施及び事業を通じた男女平等・共同参画の意識啓発
	<div style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">4</div> 国、東京都、他自治体との連携	① 国、東京都、他自治体との連携強化

□太枠内は、目黒区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」とする。

▣二重枠内は、目黒区における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」とする。

目標（大項目）1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進

男女がバランスよく政策の決定や意思決定の過程に参画できるような施策の推進や、地域活動に多様な意見を反映させることができるよう、環境整備に取り組みます。

また、男女の待遇が均等になるよう事業者への働きかけを更に強化し、女性のチャレンジ支援に取り組むとともに、教員及び児童・生徒への男女平等・共同参画の意識啓発にも努めていきます。

課題（中項目）		指 標	現状値(※)	平成32年度 目標値
1	政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の推進	区が設置する附属機関や私的諮問機関の女性委員の割合	36.0% (平成27年3月現在)	50%
2	地域、団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進	地域の活動や行事での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	38.1%	50% 以上
3	働く場における男女平等・共同参画の促進	労働・雇用・職場での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	11.4%	25% 以上
4	教育及び学習の場における男女平等・共同参画への理解促進	学校教育での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	72.7%	80% 以上

※特に記載があるもの以外は、「平成27年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査」の数値です。

目標（大項目）2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

ワーク・ライフ・バランスの必要性を広く社会に浸透させ、男女が共に仕事と生活を調和させた豊かな生活を送れるよう、家事・育児・介護を分かち合う環境づくりと、多様な働き方を可能にする職場体制の整備を進めます。

また、育児や介護の負担が女性に偏りがちな現状があるため、子育て中や介護中の人々の負担を軽減するという視点で支援を行います。

課題（中項目）		指 標	現状値(※)	平成32年度 目標値
1	仕事と生活の両立支援	固定的な性別役割分担意識「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合	55.4%	70% 以上
2	子育て支援			
3	介護支援	家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	11.6%	20% 以上
		共働き家庭での家事分担「主に妻が行っている」人の割合	31.7%	15% 以下

※特に記載があるもの以外は、「平成27年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査」の数値です。



目標（大項目）3 人権が尊重される社会の形成

セクシュアル・ハラスメントや配偶者等からの暴力を防止し、被害者を支援する事業を充実させるとともに、性的マイノリティに対する理解を深め、多様な性のあり方を認める考え方を醸成していきます。

また、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利という概念を広く浸透させ、女性が自らの性や健康に対して主体的な選択ができるように情報提供や支援を行います。

課題（中項目）		指 標	現状値(※)	平成32年度 目標値
1	人権を尊重する意識の醸成	身体的暴力の被害経験者の割合	6.5%	ゼロ
2	配偶者等からの暴力の防止			
3	セクシュアル・ハラスメントの防止	セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合	10.8%	ゼロ
4	生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の理解促進と健康支援	妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合	—	90%以上

※特に記載があるもの以外は、「平成27年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査」の数値です。

目標（大項目）4 男女平等・共同参画の推進の強化

男女平等・共同参画に係る施策を推進するとともに、男女平等・共同参画センターの周知に努めます。また、年度ごとに計画の進捗状況評価を行い、その結果を踏まえて更なる事業の推進に取り組みます。

さらに、幅広い分野の事業者等との協働と事業内容の多様化を推進し、国や東京都との連携を図ること、他自治体との情報交換を積極的に行います。

課題（中項目）		指 標	現状値(※)	平成32年度 目標値
1	計画の推進体制の充実	区の男女平等・共同参画施策を「どれも知らない」人の割合	70.0%	60%以下
		目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合	12.5%	20%以上

※特に記載があるもの以外は、「平成27年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査」の数値です。

目黒区男女平等・共同参画推進計画
(平成28年度～平成32年度)

概要版

主要印刷物番号
27-40

平成28年3月発行

発行 目黒区

編集 目黒区総務部人権政策課
東京都目黒区上目黒2丁目19番15号
電話 (03) 5722-9214

印刷所 株式会社 勝村印刷所